令和元年7月23日 白河市教育委員会 7月定例会会議録

令和元年7月白河市教育委員会定例会会議録

- 日 時 令和元年7月23日(火)
 - 開 会 午後2時53分
 - 閉 会 午後4時35分
- 場 所 白河市立図書館「りぶらん」 地域交流会議室

報告事項

- (1)教育長報告
- (2) 各課所報告

議事

- 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて
- (専決第5号 白河市いじめ対策連携協力会議委員の委嘱について)
- 議案第31号 令和2年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択に ついて
- 議案第32号 令和2年度使用「特別の教科 道徳」を除く中学校用教科用図書の 採択について
- 議案第33号 令和2年度使用学校教育法附則第9条に基づく一般図書の採択について
- 議案第34号 令和2年度使用小学校用教科用図書の採択について
- 出席委員

○ 出席説明員

理事兼教育次長 菊地 浩明 教育総務課長 水野谷 茂 学校教育課長 根本 秀一 田崎 修二 生涯学習スポーツ課長 中央公民館長 田中 伸哉 橋本 薫 図 書館 長 健康給食推進室長 藤田和宏 学校教育課主幹兼課長補佐 和知 秀年

学校教育課主幹兼課長補佐兼指導係長 加藤 正行 こども育成課課長補佐兼保育係長 今井 寛典 学校教育課指導主事 橋本 美智子

○ 書記

教育総務課課長補佐兼総務係長 宮尾 宏樹 教育総務課副主査 佐々木 奈緒美

【午後2時53分開会】

○教育長

これより令和元年白河市教育委員会7月定例会を開会いたします。それでは、ただちに本日の会議を開きます。

日程第2 会期の決定

○教育長

これより日程に入ります。日程第2、会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第4条の規定により本日1日間といたします。

日程第3 書記の指名

○教育長

次に日程第3、書記の指名を行います。書記には教育長において、宮尾教育総務課課長 補佐、佐々木教育総務課副主査を指名します。

日程第4 教育長報告

○教育長

次に日程第4、報告事項に入ります。私から3点報告申し上げます。

1点目ですが、校長の人事評価に伴う期首面談を兼ねた学校訪問が、7月18日の大信中学校と大屋小学校を最後に、1学期中にすべての学校で終了しました。訪問した学校の全クラスの授業を参観するとともに、校長の学校経営方針の説明を受け、教育長として指導並びに助言をしてきたところです。子どもたちの力をさらに伸ばせるよう、学校の取組を支援していきたいと思います。学校訪問は、原則として根本学校教育課長と一緒に行いますが、菊地教育次長、和知学校教育課主幹にもいくつかの学校訪問に同行し、学校を見学してもらいました。

2点目ですが、青少年健全育成推進大会並びに釜子小学校落成記念式典へのご参加ありがとうございました。「少年の主張」では、8つの中学校の代表が発表しましたが、いずれも中学生らしい感性を表現してくれました。この中学生の発表を本市の中学2年生が全員聞いてもらえるようバス等で生徒を輸送しておりますが、本市の規模でこのような対応をしている教育委員会は、他に例がないと思っております。経費はかかりますが、効果は大きいと思いますので、継続していきたいと考えております。

3点目ですが、7月21日より、実質は7月20日より夏季休業日になりました。本年度より、8月19日までと5日間短くなりましたが、授業時数を確保することと、6校時が多くなり増加する児童生徒の負担の軽減及び教職員の事務整理等の校務時間の確保から、長期休業日を削減しました。新聞では、県内59市町村中37市町村が1日から1週間の

間で夏季休業日を縮減したと報道しております。夏季休業終了後に、今回の対応をしっか り検証していきたいと思っております。以上です。

日程第5 議事

○教育長

次に日程第5、議事に入ります。今回提案しました5つの議案のうち、議案第31号「令和2年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について」、議案第32号「令和2年度使用「特別の教科 道徳」を除く中学校用教科用図書の採択について」、議案第33号「令和2年度使用学校教育法附則第9条に基づく一般図書の採択について」及び議案第34号「令和2年度使用小学校用教科用図書の採択について」の4議案につきましては、静ひつな審議環境の確保等の観点から非公開とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第31号「令和2年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について」、議案第32号「令和2年度使用「特別の教科 道徳」を除く中学校用教科用図書の採択について」、議案第33号「令和2年度使用学校教育法附則第9条に基づく一般図書の採択について」及び議案第34号「令和2年度使用小学校用教科用図書の採択について」につきましては、後ほど審議することといたします。

○教育長

それでは、はじめに、議案第30号「専決処分の承認を求めることについて」を議題と します。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

議案第30号「専決処分の承認を求めることについて」です。白河市教育委員会教育長専決規程第3条の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同規程第4条の規定により報告し、承認を求めるものです。専決第5号白河市いじめ対策連携協力会議委員の委嘱についてです。2ページをご覧ください。この会議は白河市子どものいじめ防止条例第14条に基づき、教育委員会の付属機関として組織されるものです。白河市いじめ対策連携協力会議規則第3条に委員の構成が位置付けられており、連携協力会議の委員は、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察その他の関係者のうちから、教育長が委嘱することとなります。この度、こちらの30名を委員として委嘱するものです。以上、お諮りいたします。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○沼田委員

私はいじめ対策連携協力会議について初めて目にしたのですが、以前からあるものなのでしょうか。

○学校教育課長

一昨年度末に条例が議決されまして、昨年度よりいじめ対策連携協力会議は開催しております。年1回の開催です。

○沼田委員

会議ではどのようなことが話し合われるのでしょうか。

○学校教育課長

まず、白河市の生徒指導といじめ防止の現状をこちらから説明いたします。市で学校いじめ防止基本方針を定めておりますので、その確認も重要な内容の1つです。例えば、アンケートは年5回行う、学校のいじめ防止基本方針を作成する、といったことが位置付けられております。学校では生徒指導主事が主に委員となっておりますので、市の方針を確認していただいております。また、Q・Uテストというものを行っており、市内では白河第三小学校に会津大学の苅間澤教授が入っております。Q・Uテストを分析して、どのように学級づくりに活かすのか、あるいは、満足群ではない子どもたちをどのように満足群にしていくのか、ということを研究しています。その研究の中で、学年によって異なるのですが、Q・Uテストに3項目から7項目ほど、いじめや不登校に関する項目があります。白河第三小学校では、その項目に問題のある回答をした子どもを、テストの当日または翌日には呼んで話を聞き、手当てをしております。この取組を市内で広げようとしておりますので、今回は白河第三小学校に実践発表を行っていただきました。その後、学区ごとに情報交換していただきました。最後に、残念ながら苅間澤教授は都合により欠席でしたが、学校以外の委員の方に、いじめを中心として日頃考えていることや当日の感想等をお話いただきました。

○沼田委員

ありがとうございました。

○教育長

国のいじめ防止対策推進法の中に、各市町村はいじめ防止の条例を策定しなければならない旨の記載があり、さらに各市町村は、いじめ防止の基本方針を定めるよう努めることとされております。その中で、年に1度ですが、白河市のいじめに対する取組等を協議する場としていじめ対策連携協力会議を設置しております。これらはどの市町村でも取組むこととなっております。

○永山委員

そうしますと、今年度は2回目の開催となるかと思うのですが、学校の生徒指導主事の 方以外は昨年度と同じメンバーなのでしょうか。

○学校教育課長

人事異動等がありますので、変更になっております。ただ、先ほどの苅間澤教授、県の スクールカウンセラーには昨年度より関わっていただいております。

○永山委員

見守り隊の方は毎年変わるのでしょうか。

○学校教育課長

見守り隊の方については、3校の校長先生方で話をしてもらい、適任だろうという方を 推薦していただいておりますので、基本的に毎年変わります。3校というのは、5年かけ て3校のグループを作っており、今年の3校の中から推薦していただいているということ です。また、昨年度メンバーではなく、今年度からメンバーに加わっていただいたのは、 人権擁護委員の方、白河警察署生活安全課長様です。

○永山委員

わかりました。

○教育長

他にございますか。それではこれにて質疑を終了いたします。これより、採決いたしま す。議案第30号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 各課所報告

○教育長

次に日程第6、「各課所報告」に入ります。各課所の取り組みや課題など、説明が必要と 思われる事案についてご報告いただきます。まずは、教育総務課より補足事項をご報告い ただきます。それでは、お願いします。

(教育総務課長より報告)

○教育長

次に、こども育成課よりご報告をお願いします。

(こども育成課課長補佐より下記案件について報告)

No.	所 属 名	件名
1	こども育成課	幼児教育・保育の無償化について

○教育長

これより一般質問に入ります。ただいまの各課所報告並びに本市の教育行政一般に関し、ご質問をお受けいたします。

○永山委員

ただいま説明のありました幼児教育・保育の無償化について伺います。基本的なことですが、無償化に伴う予算について、白河市の支出は伴わないと考えてよろしいのでしょうか。

○こども育成課課長補佐

私立幼稚園及び保育園に関しましては、国が2分の1、県が4分の1、市町村負担が4分の1となっております。一人あたりの保育に関しての金額、園の施設規模に応じた先生の人数、支援員の加算額等の各種加算額を計算した総額の4分の1が市の負担となります。公立の幼稚園及び保育園に関しましては、全て市の負担となります。

○永山委員

公立は全て市の負担なのですね。国からの補助はないのでしょうか。

○こども育成課課長補佐

ありませんが、今年度に限っては消費税が10月からすぐには市に入らないので、半年分、4月までに関しては国で全て負担するということで、臨時交付金が措置されることとなっております。無償化については、新しい事業が出来たので、当初予算であげていたものを9月補正で予算の組み替えを行いますが、臨時交付金については、国の方で予算がまだ確定していないので、12月または3月補正に計上することになるかと思います。また、10分の10が市の負担となりますが、10月より2%消費税が上がり、自治体にもその増税分が入ってくるようですので、そこから費用として算出するということを国の方では言っております。なお、私立に関して、初めは市町村負担が3分の1ということを国の方では言っております。なお、私立に関して、初めは市町村負担が3分の1ということもあり、申出を行いまして、国、県、市共に3分の1負担だったところが2分の1、4分の1、4分の1と今年の1月に決定した経過がございます。

○永山委員

わかりました。もう1点、伺います。チラシの中にある「副食費」というのは何でしょうか。

○こども育成課課長補佐

主食費は、ご飯やパン等の費用、副食費は簡単に言うとおかずやおやつになります。保育料の中に副食費が含まれた形で徴収しておりました。主食費は、昔の保育園ですとお米を持ってきてもらったり、おにぎりを持ってきてもらったりしていたのですが、白河市の場合はそれを止めて、主食費に関しても以前から減免、要は無料ということにしていました。本来であれば、食材費に関しては給食や幼稚園同様にお弁当を持参していただくので自己負担ということになるのですが、福祉の制度上、初めから副食費については保育料の中で徴収するということになっていました。今回、無償化に伴いまして、幼稚園はお弁当、保育園は給食とその差がありますので、食材費は実費負担ということになりました。ただ、所得等によって副食費は今までも減免がありましたので、本制度でもそれに合わせる形となっております。

○永山委員

わかりました。次に、認可外保育について伺います。白河市民が市外の認可外保育施設 を利用した場合、「保育の必要性の認定」を受ける必要があるということですが、施設を通 じて白河市に申請するということなのでしょうか。

○こども育成課課長補佐

認可外保育については、施設を通じなくても直接申出があれば認定をしております。ただ、施設へも様々なお知らせをしているのですが、認可外保育施設に通っている子どもの情報が私どもには入ってきませんので、チラシの全戸配布をし、広報紙等でもお知らせをして認定を受ける必要がある方は市へ申出くださるようお願いしております。

○永山委員

利用料は個人に支払われるのでしょうか。施設に支払われるのでしょうか。

○こども育成課課長補佐

現在、認可外保育に関しましては、白河厚生総合病院、白河病院、ヤクルトに認可外保育施設があるのですが、そこに入られている方は給料天引きされているということですので、直接個人にお支払いするのが良いのではないかと考えております。ただ、私立幼稚園からは徴収もれを無くすために園の方に支払ってほしいという話がありまして、2通りの方法を取ります。ですので、どちらの方法を取るのかは今後決めていくことになります。

○永山委員

最後に、10月からは病児保育の利用料も無償になるのでしょうか。

○こども育成課課長補佐

はい、無償化の対象とはなりますが、保育園、幼稚園に通われている方だとそこで限度 額まで使ってしまっているので、病児保育事業やファミリーサポートセンター事業を利用 したものは減免の対象にならないということになります。認可外保育施設を利用する方で すと、限度額3万7,000円を超えない範囲で無償の対象となります。

○永山委員

例えば、公立保育園に通っている子どもが病児保育を利用した場合は、今までどおり利 用料を支払うということでしょうか。

○こども育成課課長補佐

はい、実費負担していただきます。幼稚園、保育園利用の部分で無償化の対象として満額支給しておりますので、そのようになります。

○永山委員

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

よろしいですか。それでは、これにて一般質問を終了いたします。

日程第7 その他

○教育長

次に日程第7、その他に入ります。各課の取り組みや課題などについてご意見・ご質問等がありましたらこの場で取り上げたいと思いますが、何かございますでしょうか。

○教育長

それでは、残りの議案を審議したいと思いますので、これより非公開といたします。 なお、これよりは、教育次長、教育総務課長、学校教育課長及び学校教育課職員のみの 出席で行いますので、それ以外の職員は退席願います。

(非公開)

○教育長

それでは、全ての日程が終了しましたので、以上で、白河市教育委員会 7 月定例会を閉会いたします。

【午後4時35分閉会】

以上の記録が正確なことを認め、ここに署名する。

令和元年8月29日

教育長

1番委員

2番委員

3番委員